

韃地区東西交通・交流拠点 整備運営事業

事業者選定基準

2024年（令和6年）11月

福山市

1	本基準の位置付け	1
2	事業者選定の手順	2
2-1	審査の流れ.....	2
2-2	各審査の詳細.....	3
2-3	評価点による審査.....	4
3	優先交渉権者等の決定	5
3-1	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定.....	5
3-2	選定結果及び審査講評の公表.....	5
3-3	優先交渉権者を決定しない場合の措置.....	5

1 本基準の位置付け

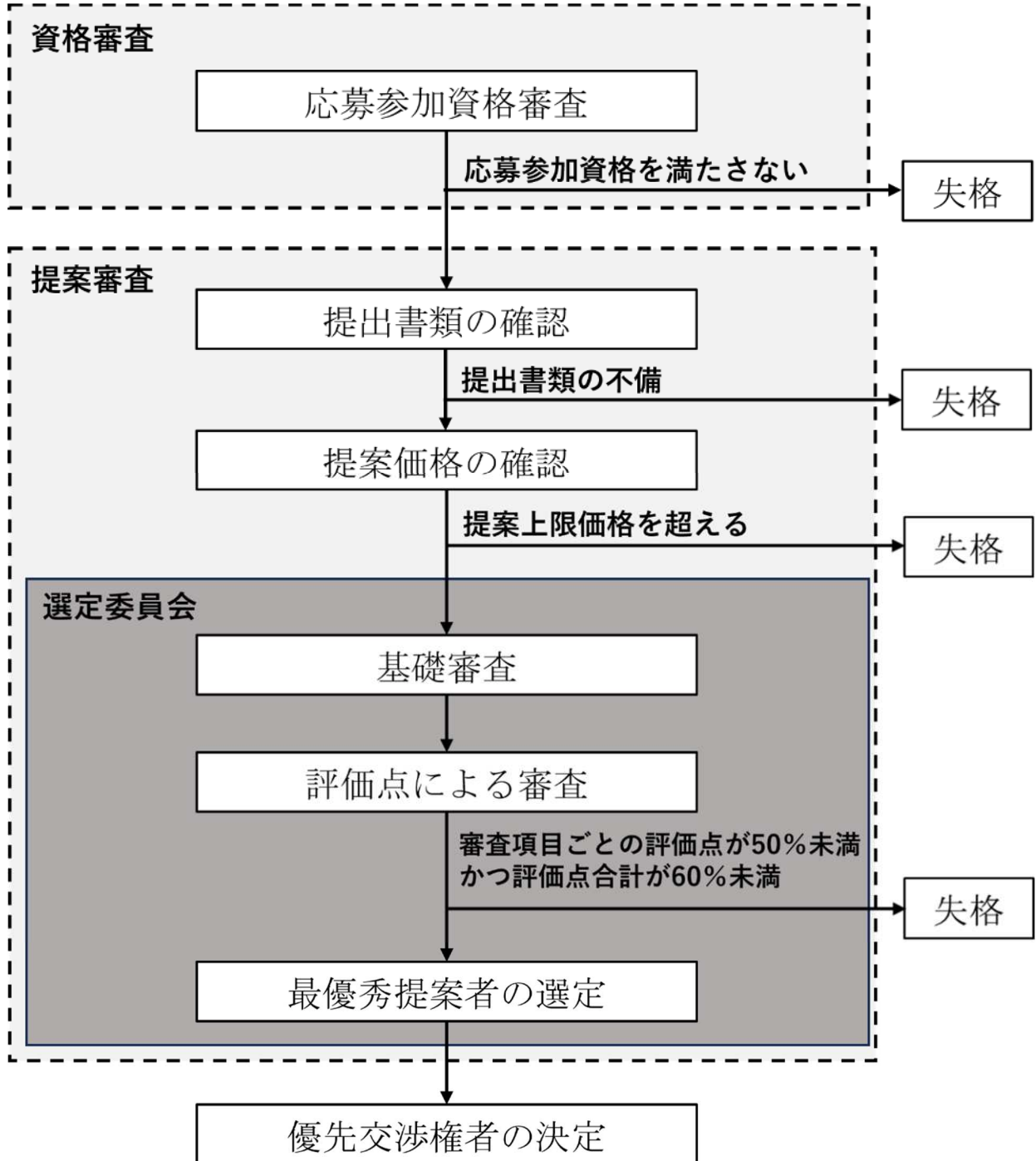
靱地区東西交通・交流拠点整備運営事業 事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）は、DBO方式により靱地区東西交通・交流拠点整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定するに当たり、応募者の提案を客観的に評価するための方法、基準等を示すものであり、応募者の行う提案の具体的な指針ともなるものである。

応募者のうち最も優れた提案を行った者を優先交渉権者とし、公平・公正に審査を行うため、有識者及び市の担当部局職員で構成する「靱地区東西交通・交流拠点整備運営事業 事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 事業者選定の手順

2-1 審査の流れ

本事業における事業者の選定は、プロポーザル方式に基づき次の手法で実施する。



2-2 各審査の詳細

2-2-1 資格審査

市は、応募者から提出された資格審査に関する提出書類について、満たすべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を確認し、確認の結果を代表企業に対して通知する。確認できない場合は失格とする。

2-2-2 提案審査

（1）提出書類の確認

応募者に求めた提案に関する提出書類が全て揃っていることを確認する。

（2）提案価格の確認

提案書に記載された提案価格（事業期間を通じて市が支払う対価の総額）が、市の設定した上限価格を超えていないことを確認する。提案価格が上限価格を超えている場合、失格とする。

（3）基礎審査

提案書に記載された内容が基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目は次のとおりである。

基礎審査項目	内容	提出様式
工程計画	・2027年（令和9年）4月1日までの供用開始に向けて適切な工程計画となっているか。	4-10 工程表 4-15 施工計画
施設整備に関する事項	・要求水準書 1-4-3（1）事業用地の条件 建ぺい率・容積率・緑被率における条件を満たしているか ・要求水準書 2-1 施設に関する要求水準に示された諸室等が全て配置されているか。	4-5 建築等概要 4-13 諸室配置
その他	・上記の他、要求水準書に記載の要求水準に逸脱していないか。	

2-3 評価点による審査

2-3-1 審査の方法

選定委員会は、応募者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について審査を行い、審査項目ごとに評価点を付与する。

提案価格は加点審査の対象外とする。

2-3-2 審査項目及び配点

審査の項目及び配点は次のとおりである。なお、審査項目及び配点については、市が本事業に対して事業者の創意工夫を期待する度合いを勘案して設定したものである。審査項目の合計は最大200点とし、審査項目の詳細は「別紙 審査項目の評価基準」に示す。

なお、審査項目ごとのいずれかの評価点が50%未満かつ合計点が60%（120点）未満の場合は、失格とする。

審査項目	配点	割合
1. 事業方針に関する事項	40点	20%
2. 設計・建設業務に関する事項	65点	32.5%
3. 維持管理・運営事業に関する事項	75点	37.5%
4. 自主事業に関する事項	20点	10%
合計	200点	100%

2-3-3 審査の点数化方法

審査の点数化方法については、「別紙 審査項目の評価基準」に示す項目ごとに審査を行い、次に示す5段階評価により評価点を付与する。

評価点は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までの数値とする。

評価	判断基準	点数化方法
A	当該審査項目において特に優れている	各項目の配点×1.00
B	当該審査項目において優れている	各項目の配点×0.75
C	当該審査項目において標準的である	各項目の配点×0.50
D	当該審査項目において標準をやや下回っている	各項目の配点×0.25
E	当該評価項目において加点対象と認められない	各項目の配点×0.00

3 優先交渉権者等の決定

3-1 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

選定委員会の審査結果に基づき、最優秀提案者を優先交渉権者と、次点の者を次点交渉権者として決定する。なお、最も評価点の高い提案が2以上ある場合、維持管理・運営業務に関する事項の評価点が高い提案を最優秀提案として決定する。さらに、維持管理・運営業務に関する事項の評価点も同点である場合、くじ引きにより最優秀提案を決定する。

優先交渉権者と基本協定を締結しないことが確定した場合又は基本協定が解除された場合には、次順位以降の参加者と交渉するものとする。

応募者が1者のみであった場合についても審査を実施し、事業者選定基準を満たすと判断された場合、優先交渉権者として決定する。

3-2 選定結果及び審査講評の公表

最優秀提案の選定結果については、応募者の代表企業に通知するほか、審査結果を市ホームページにて公表する。

3-3 優先交渉権者を決定しない場合の措置

応募者がいない場合又は応募者が1者以上あった場合において、いずれの事業者も事業者選定基準を満たさないと判断された場合においては、優先交渉権者を決定せず、その旨を市ホームページで速やかに公表する。